



登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人表示

変更

原 因 昭和四十年 六月 卅日

住所表示実地

変更登記後の事項

北九州市若松区本町三丁目九番地〇号

申請人 同 所 九番地〇号

大同石炭鉱業株式会社

添付書類

申請書副本

代理権証書

変更登記証明書  
附登記簿写  
納付金付

昭和四十年五月廿七日申請

大

文  
書  
局

代理人 飯塚市四町式番五八号

大  
印  
文  
書  
局

日本司法書士会連合会第一日紙



所在及び地番	家別番付	符号	種目又は 類別	積	造	地積又は 面積	備	備
同所 字同 宅七番〇番四			宅地			宅七〇〇	坪	
同所 字同 宅七番〇番五			宅地			六七〇〇	坪	
同所 字同 宅七番九番四			雑種地			四〇〇〇	坪	

所在及び地番	家別番付	符号	種目又は 類別	積	造	地積又は 面積	備	備
同所 字同 宅七番六番四			宅地			四八〇〇	坪	
同所 字同 宅七番七番四			宅地			六七〇〇	坪	
同所 字同 宅七番七番五			宅地			四〇〇〇	坪	



所在及び地番	家屋番号	番号	地目又は類別	積	造	地積又は床面積	備	記
同所 字同 宅七四〇番四			宅地			七〇〇〇	塙	
同所 字同 宅七四〇番宅			宅地			七九〇〇	塙	
同所 字同 宅七三九番四			宅地			七〇〇〇	塙	
同所 字同 宅七三九番宅			宅地			七〇〇〇	塙	

所在及び地番	家屋番号	番号	地目又は類別	積	造	地積又は床面積	備	記
同所 字同 宅七三八番四			宅地			六四〇〇	塙	
同所 字同 宅七三八番五			宅地			六〇〇〇	塙	
同所 字同 宅七三八番宅			宅地			六五〇〇	塙	
同所 字同 宅七三七番四			宅地			七〇〇〇	塙	



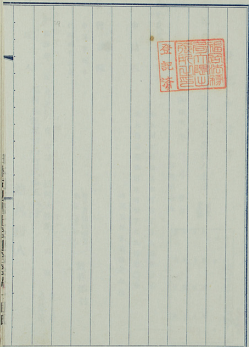
所在及び地番	家屋番号	名称	地目又は類別	積	造	地積又は床面積	備	要
同所 字同 宅七四八番			山林			八〇〇		
同所 字同 宅七四七番			雑種地			六〇〇		
同所 字同 宅七四五番			雑種地			五〇〇	暖房	
同所 字同 宅七四五番			雑種地			八〇〇	暖房	
所在及び地番	家屋番号	名称	地目又は類別	積	造	地積又は床面積	備	要

同所 字同 宅七四四番			宅地			五六九五	暖房	
同所 字同 宅七四三番			宅地			八八六五	暖房	
同所 字同 宅七四二番			山林			五〇〇	暖房	
同所 字同 宅七四五番			宅地			六四〇〇	暖房	
所在及び地番	家屋番号	名称	地目又は類別	積	造	地積又は床面積	備	要

所在及び地番	家屋番号	番号	地目又は類別	積	造	地目又は地番積	積	要
同所 字同 宅七五番番			山林			八五〇武	積	
同所 字同 宅七五番番			山林			宅四式七番	積	
同所 字同 宅七五〇番			宅地			宅五	積	
同所 字同 宅六七武番番			原野				積	
同所 字同 宅六七武番番			田			宅	積	
同所 字同 宅六七武番番			雑種地			武〇番	積	
同所 字同 宅六七武番番			雑種地			武〇番	積	
同所 字同 宅六七武番番			原野			武〇〇	積	

所在及び地番	家屋番号	番号	地目又は類別	積	造	地目又は地番積	積	要
同所 字同 宅七五番番			山林			八五〇武	積	
同所 字同 宅七五〇番			宅地			宅五	積	
同所 字同 宅六七武番番			原野				積	
同所 字同 宅六七武番番			田			宅	積	
同所 字同 宅六七武番番			雑種地			武〇番	積	
同所 字同 宅六七武番番			雑種地			武〇番	積	
同所 字同 宅六七武番番			原野			武〇〇	積	





43.6.12  
野北

所在及び地番	家田番地	附号	種地日文は	積造	地積又は床面積	届	製
同所字九ヶ元 宅九六番七			宅地		宅式 〇〇		
同所字同 宅九六番宅六			宅地		宅式 〇〇		
同所字持田 宅九七番四			宅地		宅式 〇〇		
同所字同 宅九七番宅〇			宅地		宅式 〇〇		





登録免許税法 第五條の四号  
不動産の表示 (土地/家、建物等)

所在及び地番	家屋番号	番号	種目又は加は	積	造	面積又は坪數積	積	築
八四四番地宅	六四六番		配給所	平家建		五〇〇坪		
同所	六四六番		配給所	平家建		五〇〇坪		
八四四番地宅	六四六番		配給所	平家建		五〇〇坪		
八四四番地宅	六四六番		配給所	平家建		五〇〇坪		

第五号 第 号  
登記簿士

所在及び地番	家屋番号	番号	種目又は加は	積	造	面積又は坪數積	積	築
八四四番地宅	六四六番		居宅	平家建		五七〇〇		
同所	六四六番		居宅	平家建		五七〇〇		
八四四番地宅	六四六番		居宅	平家建		五七〇〇		
八四四番地宅	六四六番		居宅	平家建		五七〇〇		





所在及び地番	家屋番号	戸数	種地又は種	面積	地積又は坪数	備	要
同所 八四四番地宅	六四六番 武宅	居宅	木造スレ ト平家建	四五〇〇	武四九〇	今有	
同所 八四四番地宅	六四六番 武宅	居宅	木造スレ ト平家建	五六〇〇		今有	
同所 八四四番地宅	六四六番 武宅	居宅	木造スレ ト平家建	六七〇〇			
同所 八四四番地宅	六四六番 武〇	居宅	木造スレ ト平家建	四五〇〇		今有	

此處に  
地積

所在及び地番	家屋番号	戸数	種地又は種	面積	地積又は坪数	備	要
同所 八四四番地宅	六四六番 宅九	居宅	木造スレ ト平家建	六〇〇〇		今有	
同所 八四四番地宅	六四六番 宅八	居宅	木造互井 平家建	五〇九〇		今有	
同所 八四四番地宅	六四六番 宅七	居宅	木造互井 平家建	五四六〇		今有	
同所 八四四番地宅	六四六番 宅六	居宅	木造スレ ト平家建	宅四〇〇		今有	

今有  
地積

今有

今有

今有



所在及び地番	家屋番号	符号	種目又は類は	構造	地積又は使用面積	備	要
同所 八四四番地也	六四六番 参七		居宅	木造瓦葺 平家建	参七七〇		
同所 八四四番地也	六四六番 式九		居宅	木造スレ ト葺平家建	参八七〇		
同所 八四四番地也	六四六番 参〇		居宅	木造瓦葺 平家建	式式五〇		
同所 八四四番地也	六四六番 式八		居宅	木造瓦葺 平家建	参七七〇		

所在及び地番	家屋番号	符号	種目又は類は	構造	地積又は使用面積	備	要
同所 八四四番地也	六四六番 式七		居宅	木造スレ ト葺平家建	式〇八〇		
同所 八四四番地也	六四六番 式六		居宅	木造瓦葺 平家建	五〇八〇		
同所 八四四番地也	六四六番 式五		居宅	木造スレ ト葺平家建	五七七〇		
同所 八四四番地也	六四六番 式四		居宅	木造スレ ト葺平家建	四八六〇		



所在及び地番	家屋番号	戸号	地目又は種類	構造	地積又は床面積	備	要
同所 八四四番地宅	六四六番	居宅	木造瓦葺	造	七六五〇	北側は私道 南は平田 西は平田 東は平田 平田 平田	
同所 八四七番地宅	六四七番	番場	木造瓦葺		七六五〇		
同所 八四七番地宅	六四七番	番場	木造瓦葺		七六五〇		
同所 八四七番地宅	六四七番	番場	木造瓦葺		七六五〇		

所在及び地番	家屋番号	戸号	地目又は種類	構造	地積又は床面積	備	要
同所 八四四番地宅	六四六番	居宅	木造瓦葺	造	七六五〇	北側は私道 南は平田 西は平田 東は平田 平田 平田	
同所 八四四番地宅	六四六番	居宅	木造瓦葺		七六五〇		
同所 八四四番地宅	六四六番	居宅	木造瓦葺		七六五〇		
同所 八四四番地宅	六四六番	居宅	木造瓦葺		七六五〇		





所在地及び沿革	家田番号	行号	種目又は類	積	倉	地積又は床面積	積	型



登記申請書

登記の目的 所有権 登記名義人表示

原 因 昭和四十年六月廿日

変更前住後の事項

北九州市若松区本町三丁目九番地〇号  
北九州市若松区本町三丁目九番地〇号  
共同石炭産業株式会社

住居表示実施

行	契	貸	賃	借	買	取	入	止	消	滅	其	他
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

添付書類

申請書副本  
代理権限証書

変更前住居証明書  
前件添付

昭和四十年五月廿日申請  
福岡法務局  
大 阪  
支 局  
代 理 人  
飯 塚 謙 一 氏



登録免許税法(登録)第五條の四号  
不動産の表示(土地/家、其他(例))

所在及び地番	家屋番号	符号	地目又は種類	用途	地積又は床面積	面積
高槻市東山町大字 牛阪 宅七四五番地式	下中製 宅〇九番		工場	木造スレ ト非平家建	宅七七式	
同所 宅七四五番地式	下中製 宅〇九番		倉庫	木造ト 非平家建	六式五	

受理番号 第 号  
司法書士 号

所在及び地番	家屋番号	符号	地目又は種類	用途	地積又は床面積	面積
同所 宅七四五番地式	下中製 宅〇九番		工場	木造瓦葺 平家建	宅五〇	
同所 宅七四五番地式	下中製 宅〇九番		倉庫	木造スレ ト非平家建	宅六六五	
同所 宅七四五番地式	下中製 宅〇九番		倉庫	木造ト 非平家建	八九七	
同所 宅七四五番地式	下中製 宅〇九番		倉庫	木造瓦葺 平家建	五五五〇	



6. 7. 6. 11.

所在及び地番	宗廟番付	村名	種目又は類	備	地番又は棟番	備
同所 宅七四老番地宅	下中區 宅〇九番	居宅	木造瓦葺 ト瓦平家建	式〇參九	白土	
同所 宅七武五番地宅	下中區 宅〇九番	居宅	木造瓦葺 平家建	四〇參〇	白土	
同所 宅七武五番地宅	下中區 宅〇九番	居宅	木造瓦葺 平家建	參七六〇	白土	

3. 2. 10. 11.

所在及び地番	宗廟番付	村名	種目又は類	備	地番又は棟番	備
同所 宅七四老番地宅	下中區 宅〇九番	居宅	木造瓦葺 ト瓦平家建	四七參參	白土	
同所 宅七武參番地宅	下中區 宅〇九番	居宅	木造瓦葺 ト瓦平家建	四四五〇	白土	
同所 宅七四武五番地宅	下中區 宅〇九番	居宅	木造瓦葺 平家建	式五七五	白土	



所在及び地番	家屋番号	行号	種目又は種目	積	地積又は床面積	備	要
同所 寄七寄八番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造トタン 平家建	九〇〇			
同所 寄七寄八番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造瓦葺 平家建	七五〇			
同所 寄大七〇番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造瓦葺 平家建	五〇〇			
同所 寄七〇武寄地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造瓦葺 平家建	六〇〇			

昭和二十一年  
四月  
東京市  
建設局  
登記課

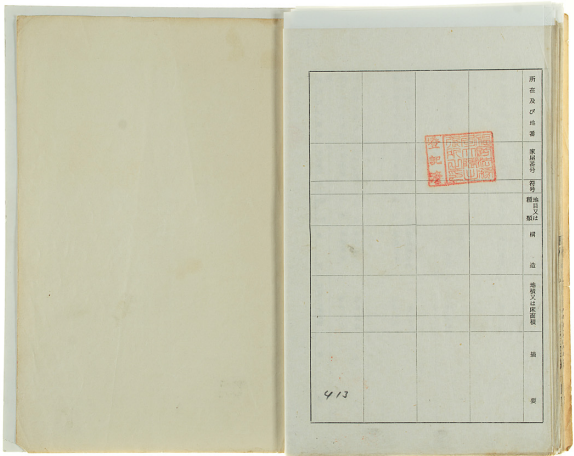
所在及び地番	家屋番号	行号	種目又は種目	積	地積又は床面積	備	要
同所 寄七五番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造トタン 平家建	五〇〇			
同所 寄七五〇番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造瓦葺 平家建	五〇〇			
同所 寄七四其番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造瓦葺 平家建	五九八			
同所 寄七武五番地番	寄〇九 寄〇九 寄〇九	下中區	木造瓦葺 平家建	六八〇			

昭和二十一年  
四月  
東京市  
建設局  
登記課

所在及び地番	家屋番号	行外	種別又は類は	構造	地積又は坪数	備	要
同 所 寄七四五番地	寄〇九番 下午部		屋 宅	木造瓦葺 平家築	寄六六式		
同 所 寄七五〇番地	寄〇九番 下午部		屋 宅	木造瓦葺 平家築	九〇〇		X

所在及び地番	家屋番号	番号	種別又は類は	構造	地積又は坪数	備	要
同 所 寄九六四番地九	寄〇九番 下午部		番 庫	木造スレ ト建平家築	五〇〇		
同 所 寄九六四番地九	寄〇九番 下午部		番 庫	木造スレ ト建平家築	五〇〇		
同 所 寄七四三番地式	寄〇九番 下午部		屋 宅	木造瓦葺平 家築	同寄六六式		
同 所 寄七四三番地式	寄〇九番 下午部		屋 宅	木造瓦葺 平家築	寄六八〇		





所在及び地番

東屋番号

符号

用途又は類別

備

造

用途又は床面積

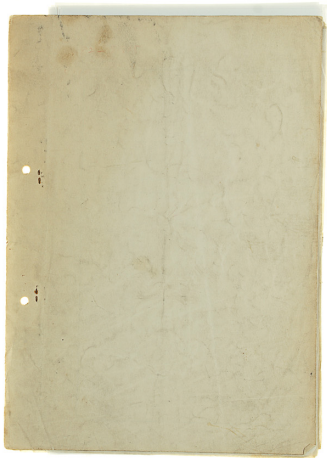
地

要



413





議事録

- 一、(業務上死傷補償) 第八条に關する「障害等級八級以上の業務上傷病により退職した場合」について障害等級九級、十級に該当する者は原則として停年まで雇用するも、やむを得ず退職する者に対する取扱は会社、組合協会の決定する。
  - 二、(功勞加給金支給内規) 第十二条に基いて制定した功勞加給金支給内規の適用について組合より申請申請を行った場合功勞評議會を組織し、その功勞を管理する。
- 右相互に議決する。

昭和三十一年十一月七日

共同石炭鉱業株式会社

共同石炭鉱業職員組合

小泉 幸三郎  
穴井 蓬先



職員（組合員）労働退職金支給内訳

共同石炭修業株式会社と共同石炭鉱業職員組合連合会とは職員退職金支給額に於ける労働退職金支給内訳について協議の結果左の通り了解したので、茲に本審式造を作製し各等造を保有する。

昭和三十一年十一月七日

共同石炭修業株式会社

共同石炭修業職員組合連合会

井上 義徳  
長 心 義徳

一、有効期間

この協約の有効期間は昭和三十一年十一月一日より昭和三十三年十月三十一日までとする。

二、労働退職金支給内訳

別紙

30

職員功勞加給金等

(規則)

第一條 職員組合員(以下組合員と云う)に對する退職金支給額に於ける「功勞加給」の取扱いに本内法によつて規程する。

(功勞者總會)

第二條 各企業所に階級を以て形成する「功勞者總會」を設置する。

第三條 「功勞者總會」は所管に對する諮問機関とする。

第四條 組合員が退職する場合は原則として「功勞者總會」を調査し退職者に對する功勞を記録する。

第五條 前條記録の結果は直ちに所長に報告するものとする。

第六條 功勞者總會の運営及び科目については各企業所において規定せらる。

(退職基準)

第七條 功勞者總會に於ける退職基準は左の通りとする。

1. 勤続二十年以上で在職中期間にして特に顕著な功勞があつたと認められた者
2. 所長が特に「功勞者總會」において特別の功勞を認められた者

(加給額)

第八條 1. 組合員の功勞を認められた者には適當な金額を功勞加給金として支給する。

2. 前條の加給金は普通退職金の三割を以て限度とする。

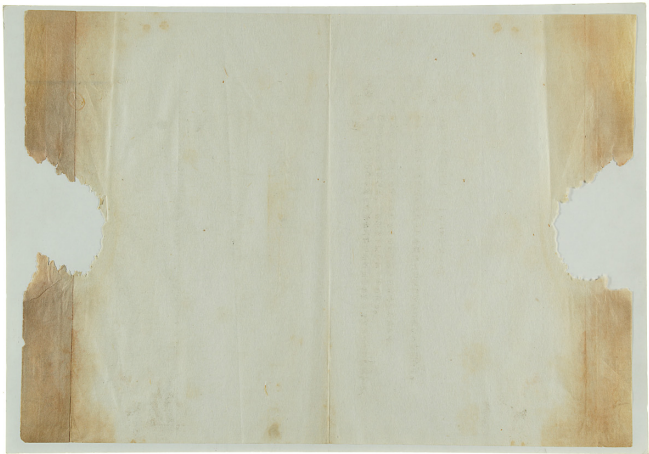
3. 功勞加給金は組合員退職時に於ける退職金に加算して支給する。

(取扱)

第九條 組合員に對する功勞加給金は所長の上社長の決議に依つて決定する。

(実施)

第十條 本内法は昭和三十一年十一月より施行する。



昭和二十五年

谷石炭礦業株式會社

社長 入交 不藏 殿

申 入 書

昭和二十五年一月一日満了による職員退職令支給規程  
並書第五項に基き昭和二十四年一月一日以降の職員退  
職令支給規程の閑し左記の通り改訂を申入す

谷石炭礦業株式會社  
課長 野田 馬

記

現行規程

改訂規程

一 第二条の規程に基準職員  
本人退職時於て不降す  
但し(日給者)は今日令を以て計  
算の基礎とする

一 第二条の規程に基準職員  
本人退職時於て本人給(不降す  
特別年給)を以て  
但し(日給者)は今日令を以て計  
算の基礎とする

以上



職員退散

共同石炭鉱業株式会社と  
金支所並に附帯して左記の通り御定し、茲に本協定書式通を作成、  
台券通を保有する。

記

一 職員退散金支給振替 (別紙一)

二 職員退職金支給通附帯書 (別紙二)

昭和三十一年十一月七日

共同石炭鉱業株式会社

共同石炭鉱業職員組合連合会

岸田 隆夫  
長 島 善 徳

印



職員組合員法

(元非臨時)

第一條 職員(組合員)の退職金は本号よりつて支給する

(退職年限)

第二條 この規程で差年額とは本人退職時に付ける本俸を云う

但し日給者は二十五日分をもつて計算の基礎とする

(勤続期間)

第三條 勤続年数は職員として採用された月の翌日より起算して退職の月をもつて終る期間とする

但し一年未満の計算は月割計算とする

第四條 試用期間または期間を満つて雇用された者が職員となつた翌年度の計算はその試用期間または定病の期間を算じた翌日より起算する

(普通退職)

第五條 左の各号の一に該当する事由によつて退職した場合は差年額に別表(一)の比率を乗じて得た金額を支給する

一、死亡した場合

二、女子職員が結婚及出産のため退職する場合

但し特種後三十日、出産後六十日の期間内に死亡を証明が得られまいときは自己都合による退職と看做す

三、会社の倒産、破産または官公立倒産等による業務上の判定によつて員外、疾病のため業務に堪えないと認められ退職した場合

四、その他やむを得ない事由を所長が認めて退職した場合

(停年退職)

第六條 停年に達して退職する場合は第五條による普通退職金の他にその金額に二割を加算した合計額を支給する

(急病上退職)

第七條 疾病の組合により止むを得ず退職する者は第五條による普通退職金の他にその金額に二割を加算した合計額を支給する

(業務上死傷等退職)

第八條 業務上死亡及障害等級八級以上の業務上通病により退職する場合は第五條による普通退職金の他にその金額に二割を加算した合計額を支給する

(自己都合退職)

第九條 自己都合によつて退職し、

一、實在勤続年数が三年未満の

二、實在勤続年数が三年を期

三、實在勤続年数が三年を期

トに依つて支給する

三 喪在簡歴年数五年を以

て 喪在簡歴年数十年を以

て 不都合等並退職)

第十條 不都合等によつて解雇されたる退職金はこれを支給しない

(社内勧告加算)

第十條 株式同一の業務で専任社内事務勤労した者は喪届の勤歴年数に對して基準額に別表(二)の支給率を乗じて得た金額を退職する

(勤勞加算)

第十一條 在職期間中時に功勞があつたと認められた退職者に對しては別に定める加算(支給総額の計算)

第十三條 支給合計額に百円未満の端数が生じたときはこれを切捨てて

(中途支払)

第十四條 本章程による退職金は在職中にこれを支給しない

第十五條 第六條による終年退職者が名称の相違を問わず希勲として表彰する者のうち

退職金があるときは本人の承諾を得てその支給を保留する

(休職期間の取扱)

第十六條 休職期間中の取扱いは五の各号による

一 会社が承継した他会社、買収または和同併に出回した場合は休職期間は勤歴年数に算入する

二 休職期間の決定が困難な場合はその当時の条件または實際に依じて取扱うものとす

(遺族の遺徳及び地位)

第十七條 死亡した職員に對する退職金は労働基準法施行規則第四十二條乃至第四十五條に定める遺族補償支給地位により支給する

第十八條 この章程による退職金の支払方法は退職時に金額または分割にて支払う

(本給期間)

第十九條 この章程は昭和三十一年十一月一日より昭和三十三年十月三十一日まで適用する

市内労働加算支給率

別表(二)

常時市内 勤続年数	支給率	累 計
満 1 年		0.2
2		0.4
3	0.2	0.6
4		0.8
5		1.0
6		1.3
7		1.4
8	0.3	1.7
9		2.2
10		2.5
11		2.9
12		3.3
13	0.4	3.7
14		4.1
15		4.5
16		5.0
17		5.5
18	0.5	6.0
19		6.5
20		7.0
21 以上	0.6	

普通退職金支給率

別表(一)

勤続年数	支給率	累 計	勤続年数	支給率	累 計
満 1 年		1.0	21		44.5
2		2.0	22		48.0
3	1.0	3.0	23	3.5	51.5
4		4.0	24		55.0
5		5.0	25		58.5
6		6.5	26		62.0
7		8.0	27		66
8	1.5	9.5	28		
9		11.0	29		
10		12.5	30		
11		15.0	31	3.8	
12		17.5	32		
13	2.5	20.0	33		
14		22.5	34		1
15		25.0	35		2
16		28.2	36	3.8	
17		31.4	以上		
18	3.2	34.6			
19		37.8			
20		41.0			



職員組合員退職金支給規程附属覚書

- 一、 本規定書内容における解款の難點が生じた場合は会社、組合において協議の結果これを決定する。
  - 二、 規則第八条における取替等については労働基準法施行規則第一条に定めるものとする。
  - 三、 規則第十七条における分割払義務は、経営状態が逼迫した場合に行い、原則として全額一時払とする。
  - 四、 昭和三十一年七月二十八日より全年十月三十一日までの期間に退職した組合員の退職金支給の取扱については別途協議する。
  - 五、 本規定を改廃するときは会社、組合何れか一方が新聞簿了一ヶ月以前に改廃の具答案を附した文書をもつて申入れるものとする。
- 前項の申入れがない場合は要に一ヶ年その効力を延長する。



共同石炭炭業株式会社と島嶼・日吉職員組合で暫定する共同石炭炭業職員組合連合会とは、昭和三十一年十一月に締結した職員労働協約について、昭和三十二年十月一日以降左の通り一部を実施することを誤解し、茲に覚書交換を待成し会社・組合各志趣を保有する。但し協約本文はそのままとし、本覚書内容については昭和三十三年十月三十一日をもって解消するものとする。

一 (薪高料)

第二十條 これを附録し別に内規を以つて規定する。

二 (休日及時間外作業)

第三十八條 一、災害その他避けることのできない事由によつて臨時に必要な場合は法の定むるところにより労働時間を延長し、又は休日に就業させることができる。

二、前項の労働条件については会社・組合協議決定する。

三、前項の割合に上り下りを得ない場合は労働協約第三十六條の定むるところにより時

間外および休日に就業させることがある。

三 (賃金)

第四十條 一、賃金の決定は協約を以てする。

二、賃金の決定は協約を以てする。



(三)

第四十七条 一、組合員または其子の子女婚嫁の場合に公休を賜ふ左の休暇を与える。

▲本人婚嫁の時

三日

▲子女婚嫁の時

二日

三、前項第ノ号の休暇に対して職員に限り本人婚を支給し、第2号の休暇は婚給とする。

(四) [恩恵休暇]

第五十一条

一、会社は組合員の親族死亡の場合左の区分に従つて休暇を与える。

▲父母、妻父母、配偶者、子女、祖父祖母死亡の場合

五日

(喪主の組合員に限り七日)

▲兄弟姉妹、配偶者の父母、孫又は子の配偶者死亡の場合

三日

▲曾祖父母、伯叔父母、甥、姪、曾孫又は孫の配偶者死亡の場合

二日

▲父母の法要を営むとき

一日

▲同一區組の葬儀手戻に組合員が当るとき

一日

二、休暇手当は第7号の場合本人給、第2号の場合本人給の七〇%を職員に限り支給する。

(六) [有給休暇]

第四十一条

一、会社は組合員に十有日以上の有給休暇を付与する。

(七) [文化費]

第五十八条 一、組合員に對する毎月一定の金額は、左の金額をそれぞれの組合に支給する。

▲イ、島嶼出張所 九千六百円

▲ロ、日吉出張所 六千円

二、文化費の費用については会社、職員組合および職員組合によつて構成される運営委員会において決定する。

三、第7号の金額は昭和三十三年十月以降支給する。

昭和二十一年十月

小泉重太郎

小泉重太郎

小泉重太郎

小泉重太郎





協 定 書

共同石炭産業株式会社と共同石炭産業職員組合連合会とは昭和36年1月以前の職員給与について下記のとおり協定したので、ここに協定書2通を作成し各1通を保有する。

記

1. 有効期間 昭和36年5月1日より昭和36年12月31日まで

2. 給与体系

(1) 基準内給与

- (イ) 本人給 (本給、特子)
- (ロ) 家族給 (家族手当)
- (ハ) 坑内給 (入坑手当、突進手当または坑内手当)

(2) 基準外給与

- (イ) 超過労働 (早出、残業、通勤、休日出勤、特殊休日出勤、日直、宿直)
- (ロ) 特殊労働 (深夜業、臨時入坑)
- (ハ) 医務手当 (延長手当、レントゲン手当、結核病手当、歯科検査(病室)手当、日直・宿直手当)
- (ニ) その他手当 (役手当、救護隊手当)

3. 給与額

(1) 基準内給与

(イ) 本人給額

昭和36年5月1日現在本人給に次の金額を増給する。

成人男子組合員1人平均2,000円(税込)



給養手当

女子組合員は従来の慣習にしたがって増給する。

(1) 家族給

家族給月額1人当 400円

家族手当の扶養家族とは次に掲げる者で、主として本人の収入により生活維持するもの。

- ① 配偶者(事実上嫁いん関係と同様の事情にあるものを含む)
- ② 満60才以上の直系尊属であつて本人と同居し生活を共にするもの。
- ③ 満18才未満の直系卑属および弟妹または不具者。
- ④ 前各号の外祖業所長において特に扶養家族と認めたる者。

(1) 抗内給

A. 鳥 廻

(1) 抗内手当A(発破担当者を対象とする)1万当 145円

(2) 抗内手当B(1)以外の者を対象とする)1万当 115円

B. 日 吉

(1) 人抗手当 1万当 110円

(2) 発破手当 1万当 30円

(2) 基準外給与

(1) 超過労働

イ. 早出・残業 1時間につき「本給+特手+抗内手当(または人抗手当+発破手当)(以下日額という)」の2割の2割5分増

ロ. 送 勤 日額の2割5分増

ハ. 休日出勤 日額の2割5分増

ニ. 特殊休日出勤 日額の5割増(年末年始、山神祭、盆休メーデーとし、年間を通じて8日とする)

ホ. 日直 (日吉) 2割5分増

ヘ. 宿直 (日吉) 1回につき100円

(1) 特殊労働

イ. 深夜業 1時間につき日額の2割5分増

ロ. 臨時入坑 入坑1方につき90円

(1) 医務手当

イ. 増長手当 月額600円

ロ. レントゲン手当 技師 月額1,000円  
助手 \* 500円

ハ. 結核病検査 1方につき40円

ニ. 結核菌検査(調理) 1方につき40円

ホ. 日直・宿直手当

A. 鳥 廻

増 長(1方につき) 430円

増長代増( ) 340円

看護増( ) 350円

B. 日 吉

① 宿直手当

増 長(月 額) 4,300円

看護増A( ) 3,500円

看護増B( ) 2,000円

② 日直手当

- 1 か月1方を限度として2割5分増へ。特殊休日の日直・宿直手当  
 各山元において別に定めるところによる。
- (二) その他手当
- イ。故手当 係長 月給 2,500 円
- ロ。教養手当 田川共同教養課員給与規程による。

昭和36年5月17日

共同石炭鉱業株式会社

入主太一

共同石炭鉱業職員組合連合会

村上静馬

覚

共同石炭鉱業株式会社と共同石炭鉱業職員組合連合会とは昭和36年1月以降の職員給与について次のとおり了解したので、覚を取りかわす。

記

1. 昭和36年1月1日より同年4月30日までの期間は、新協定を延滞適用する。  
 ただし一時金として次の金額を支給する。  
 成人男子組合員 1人平均 2,400円(税込)  
 女子組合員については別途協議する。
2. 新給与は6月分よりこれを実施し、5月分は追及清算する。
3. 増給額および一時金の配分方法については別途協議す

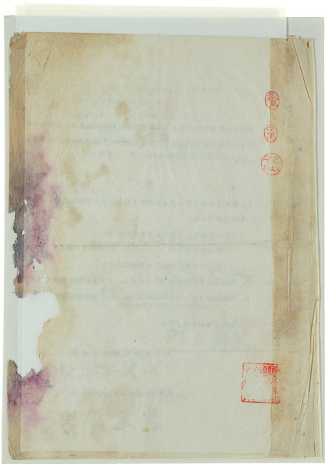
昭和36年5月17日

共同石炭鉱業株式会社

小泉幸之編

共同石炭鉱業職員組合連合会

萩尾輝男



職員賞罰規定に關する

共同石炭鉱業株式会社（以下会社と云う）と、日本職員組合で  
構成する共同石炭鉱業職員組合連合会（以下組合と云う）とは、職  
員賞罰規定について協議の結果別紙の通り協定し、本書武通を作成  
各差遣を保有する。

昭和三十一年一月五日

共同石炭鉱業株式会社

佐藤 三



共同石炭鉱業職員組合連合会

高橋 和男



職員賞罰規定

(目的)

第一条 会社は組合員を賞罰するときは予め組合に諮問して本規定の定めるところによつて行う。

(表彰の範囲)

第二条

会社は組合員が左の各号の一に該当した場合これを表彰する。

- 1 本年勤続し在職中留職にして且つ指導成績優秀なもの
- 2 業務上特に有益な発明、改良、工夫、考案したもの
- 3 異質を未だに防止し又は非常の困難に功勞があつたもの
- 4 その他従前各号に準ずると認められたもの

(懲罰の区分及び種類)

第三条

会社は左の区分及び標準に該当した組合員の懲戒を行う。

1 区 分

1) 罰 金

給米費をとり将米を減ぬる

2) 減 給

給米費をとり減給する

2) 留 職

留し留職に命じてその月總収入の十分の一を限度とする

3) 留 給

給米費をとり職務を減退する

4) 停 職

給米費をとり出勤を停止しその期間の給りを支払わぬ

5) 解 雇

予告期間を設けないうで解雇する

3) 罰 則

1) 給規則を守らず又は上前の指示に従わないもの

2) 契約違反又は慶賀不行届によつて事故を発生させたもの

3) 飲酒又は重大な過失によつて会社に損害を与へたもの

4) 職務上及び組合活動に与るの外面金刑以上の刑に科せられたもの

5) 高歴を以りその他不正な方法を以りて雇傭された者

6) 5箇年連続なく毎30日間以上上記に及ぶもの

7) 懲罰としての休職をけがした者

(改 訂)

第四條

この規定を改訂しようとする場合は改訂案を承認して稟議表示する。

承認した改訂案を

(英) 地

第五條 この規定は昭和三十年十二月十三日、日



6. 日暮二坑 杉谷坑に準じ変更する。

へ. 拘束8時間内における割増制度を次の通り改訂する。

1. 付日収の過正支給

付帯作業の範囲並びに内容を明確に定め付帯作業以外の作業に対し検取を行ない作業量に応じ適正支給を実施する  
河原臨海の作業範囲については別に定める。

2. 杉谷坑採炭 過労、高熱、多量の8時間作業修正制度を撤廃する。

3. " " 係員の7時間作業修正制度を撤廃する。

4. 長瀬の二交代場所の時間単位30分増制度を撤廃する

5. 通常発破時および通常面持る採炭制度は廃止し、長時間採炭機の故障その他の事故発生により作業を変更せる場合に限り適用する。

ただし待時間が原因となり拘束8時間内に採炭作業量が達成できない場合は保障する。

6. 泉嶽大の拘束8時間内の分増制度は廃止する。

7. 坑内運搬夫の拘束8時間内の分増制度は廃止する

8. 泉嶽有資格者手当は廃止する。

9. 仕探夫の冬期防寒手当は廃止する。

10. 坑木方の坑木積着手当は廃止する

6. 近況 大賃金を次の通り改訂する。

(1) 体系 固定給に標準給を付加する。

イ. 固定給 1日2350円を基本とする。

ただし2350円に満たない場合でも本人給は保障する。

ロ. 標準給 1日に2350円を所定だ場合とは超過係電数/電につき1人当り2円50銭を支給する。

ただし、時間外賃金は標準給賃金内に含まれるものとする。

計算は偶数計算とし残りノルは翌日まわしとする

(2) 積電数の内容

積み電数は官車積みとトラック積みの合計電数とする。

官車積み終了後行なうトラック積み(時限移動等)は山本、桜橋合同で行なうものとする。

(3) その他の作業は従来通り係員の指示により行なうものとする

7. 昭和40年4月以降賃金

(1) 昭和40年4月1日～9月30日 現行通り

(2) 昭和40年10月1日以後 在籍1人1方当り60円を課する。

ただし、全額固定給に追加し配分については別途協議する

(3) 芙蓉町慰念として業務上死亡した組合員の遺族に対し、富原に定める弔慰金を含め25万円を支給する。

昭和二十六年十一月

日

日本民衆労働組合九州地方本部  
執行委員 大 岡 吉



大同印刷株式会社  
社長 入文 大 岡 吉

郵 水 手 形 郵便 物  
昭和二十六年十月二十六日、宛先の為に差し替わります。



別紙

要求

- 一、要求額 在籍仙前一人者 三四六。圓（税込）
- 二、配分その他については、従来の慣行に従つて別途協議します

以上

昭和三十一年三月三十一日

昭和十六年十一月十日



日本郵政公社  
行書掛  
大 岡 吉



大同産業儲蓄株式会社  
社長 入 友 兵衛 殿

同 様 御 事 人 様  
昭和十六年十二月十日につきましては、御用になるいふ方本日はお心  
の御挨拶によつて承りますたいので、  
右挨拶をいたします。

上

労働契約引継書

I. 交代関係

A. 社員

- 1. 労働協約 昭35/01～昭36.9.30
- 2. 退職給付金 昭35/01～昭36.9.30
- 3. 退職協定 昭35.9.1～昭36.9.30

昭和36年9月以降協定はじん労働協約

らない。

B. 職員

- 1. 労働協約 昭35.2.1～昭36.2.17
- 2. 退職金 昭和35年2月13日附業績例より標準額を要求、昭和36年2月17日職員協約において、入交代長より双方中労共各社の協定を、完了扶同並し共同の協定と比較検討の上若しくは低い額を訂することを約束している。

3. 退職協定 昭36.1～昭36.2.17

2. 提出書類

九州石炭鉱業聯盟 昭和36年8月分まで提出済

- 1. 社員賃金調 毎月
- 2. 従業員労働量調 \*
- 3. 職員給与調 4.2/2.3月分
- 4. 福利厚生費調 4/2月分
- 5. 階級別月収調 9月

労協

労共協約

及労働協約附属覚書(1)

(2)

3. 職員労働協約附属私面別休職協定 / 労

4. 職員退職給付金に関する協定書 / 労

(4) 退職および脱退上外務性労働協約に関する協定書 / 労

賃金協定書

・ 協定書附属覚書 } / 労

・ ・ (2) / 労



B 職員協定書

- (1) 職員労働協定書 / 書
- (2) 職員賃金協定に関する協定書 / 書
- (3) 職員労働協約書 2書
- (4) 職員私傷病休業振替に関する協定書 / 書
- (5) " " 賃 金 / 部
- (6) 職員退職金支給規程に関する協定書 / 書
- (7) " " 議事録 議事録 文庫
- (8) 職員（組合員）功勞加給金支給内規
- (9) 要 次 書 / 部
- (10) 経歴別に関する協定書 / 書
- (11) 職員給与協定書 / 書

C 提出書類用紙一式

昭和34年7月 日

引渡者 本社 総務課長 小泉 和

受領者 日吉誠實事務所 長 明



職員私傷病休暇規定に關する協定書

共同石炭鉱業株式会社（以下会社と云う）と尚通、日吉職員組合で構成する共同石炭鉱業職員組合（以下組合と云う）とは、職員私傷病規定について協議の結果別紙の通り協定し、本書式通を作成各書通を保有する。

昭和三十年十二月十九日

共同石炭鉱業株式会社

片岡 啓三



共同石炭鉱業職員組合聯合会

片岡 啓三



職員私傷病休暇規定

〔療養及び休暇期間〕

1. 会社は従業員が次の各号の一に該当する社差期間経引続き欠勤する場合休業とする。

1. 急性病性疾患

療養期間

六ヶ月

2. 慢性疾患

療養期間

一ヶ年

3. 療養・休業及び復職の奨励

療養期間

一年六ヶ月

4. 療養、休業、復職及び出勤可能と診断された者の場合は医薬品検査又は指定する医師の診断書に基づいて会社が行う。

5. 療養及び休業せんとする者、又は復職者（出勤可能者）となりたるものは指定する医師の診断書を所長に提出しなければならない。

6. 治療及び出勤可能と診断され、療養期間満了後はその勤務条件、その他個々の状況に応じて適切に復職及び就業の奨励。

（月間の計算）





日人工賃等の他、社会的職  
業のたつては、左の各号に掲げる期間を超過し  
てゐること。

日人工賃開始後三ヶ月

日人工賃開始後六ヶ月

日外新設船隻開始後一ヶ月

日船舶開始後一ヶ月

二合併後ある船舶検査の組合員については、船舶検査は船名各号によると共に船舶検査の  
おそれ、船舶に附える見込み又は近い将来に再雇用化権を総合的に考慮判定する。

(解)

五 休職期間終了しても、尚休職事由が消滅しない場合は休職期間満了日の翌日をもつて解雇と  
する。

(休職中の給付)

六 休業、休職期間中における給付は左の通りとする。

一 社員 欠勤の日より六ヶ月間は給付の金額を支給、翌七ヶ月間は家族手当、厚生手  
当の全額及び定額、特別手当の手当の合計額を支給、欠勤後一ヶ月を繰えるものは

給付の支給を停止する。

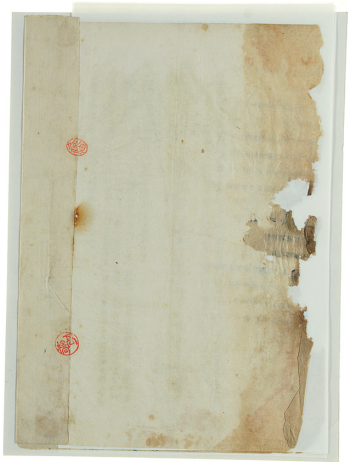
二 職員 世帯、休職期間中の給付は支給しない。

(改訂)

七 この規程を改訂しようとする場合は改訂を希望する一方より文書による改訂案を添えて  
請求する。

(案 第一)

八 この規程は昭和三十年十二月十三日より実施する。





1947.10

昭和22年10月



新 定 章

共同石灰販売株式會社と共同石灰製作組合連合會とは  
昭和22年夏期役員賞金に關して同件交渉の結果、下記通り  
了解したるに協定書を作成、各1通を作成した。

記

1 在籍役員組合員(除組合年徒者、休職者)に對して次  
列の如く賞金を支給した。

1. 昭和26年3月31日在籍者117名 昭和26年夏期賞金支給当日  
の在籍者に對し、1人当り平均金2,500円(税引)を支給  
した。

昭和26年4月10日 昭和26年夏期賞金支給当日の如く  
に於ける停職退職者、業務上死亡者等の昭和26年4月以降  
入籍者277名は、協定書履行に對し別送の款を下

1. 10人宛金12,000円に對しての款を下

昭和26年7月25日

共同石灰販売株式會社

吉川茂明

共同石灰製作組合連合會

斎 俊 聖



● 実施期日

実施期日については協議の上、遅次実施する。  
ただし昭和40年9月1日以後は完全実施する。

昭和40年 月 日

英商石炭工業株式会社

日本鉱業所長

日本炭鉱労働組合

組合長

覚

共同石灰鉱業株式会社と共同石灰鉱業職員組合連合会との  
約および職員私傷病休職規定に関する協定書について次の如  
たので、覚を交換する。

1. 職員労働協約

昭和31年11月締結の職員労働協約における第2  
条を除いて昭和34年10月31日まで延長する

2. 労働協約附属覚

昭和31年11月締結の労働協約附属  
一条第一項第4号は三週迄まで三回を  
34年10月31日まで延長適用する

3. 職員私傷病休職規定に関する協定書

昭和20年12月13日より実施した職  
協定書における第六項を「社員一……  
住宅手当の金額……」と改正する。

4. 教護費規定

祝儀規定については別にこれを定める。

昭和33年10月8日

共同石灰鉱業株式会社

橋田 茂三

共同石灰鉱業 職員組合連合会

橋田 博彦

共利石炭鐵業株式会社と共利石炭鐵業職員組合連合会とは職員労働協約について協議の結果昭和三十年十二月十九日協定を左の通り改訂することを了了したので、覚を作成する。

記

△ 左の各条を訂正する。

- 一、才八条を削除する。
- 二、才二十条才二号及才三号を左の通り改訂する。
  - 2 父祖、養父祖、配偶者、子女及祖父母死亡の場合 三〇〇〇円
  - 3 兄弟姉妹、孫、配偶者の父祖、子の配偶者（いずれも同居者に限る）死亡の場合 一〇〇〇円
- 三、才三十七条中「休養時間（四十五分）」を「休養時間（一時留）」に訂正する。
- 四、才四十七条才二項を左の通り改訂する。
  - 三、前項才ノ号の休養に死して職員に限り本人給の七〇％を支給し才ノ号の休養は支給とする。
- 五、才四十八条才二項中「本人給の六〇％」を「本人給の七〇％」に訂正する。

六、才四十九条を左の通り改訂する。

- 一、会社は女子組合員が生理のため就労困難にして生業休職を請求したときは休職を支える。
- 二、休職手当は公休日を除き三日を限度として本人給の六〇％を支給する。
- 七、才五十一條才二項を左の通り改訂する。
  - 三、休職手当は才ノ号及才ノ号の難産手帳に当る組合員十名を限度とし雇主に限り本人給の七〇％を支給する。
  - 八、才五十五條に左の才二項を追加する。
    - 三、会社は労働安全衛生規則に従い衛生看護者及衛生委員会を設置する。
- 九、附属覚書六中「難産手帳に当る組合員六名」を「難産手帳に当る組合員十名」と改訂する。
- B 協定期間は昭和三十一年十一月一日より昭和三十三年十月三十一日までとする。
- O 正式協定書は進而双方幹事局においてこれを作成し、完印後署名捺印する。
- D 文化費は毎月八千円、日吉五千円として金庫支給の具体的免項の協定労働協約以外の形式とする。

昭和三十一年十月三十日



共同石炭鉱業株式会社

小泉幸之輔



共同石炭鉱業委員組合連合会

穴井達生



昭和三十年十月三十日付了済した職員労務協定第五十八条にかゝる文化費に對する毎月の一定の金額とは左の金額をそれぞれの組合に支拂することを確約する。

記

- イ、島嶼飲食所 八千円
- ロ、日吉飲食所 五千円
- エ 文化費の使用については会社、職員組合及び従業員組合によつて構成される運営委員  
会によつて決定す。
- オ 昭和三十年十二月十九日附を以つて協定した労務協定附屬第七と併進定に於けるこ  
れ亦重複協定の條款については別添送附する。

昭和三十一年十月三十日

共同石炭産業職員組合

小泉 幸之助



共同石炭産業職員組合

穴井 達彦





THE UNIVERSITY OF CHICAGO

LIBRARY



縮地第 三十八 號

嘉穂郡 大泉町 大田  
稻築村 太平

共同石炭株式會社 日吉鉱業所 所長 明石友助

昭和十八年二月十三日 附願出ノ 漆塗

地内村 道路 及 法敷 便 用

願ノ 件許 可ス

昭和十八年三月三日

嘉穂郡 稻築村 長 野見山 暢 貞



一、占用期限ハ昭和十八年五月ヨリ昭和十九年十一月迄トス  
他用料金ハ壹ヶ年金  
告知書ニヨリ納入スヘシ  
折給  
錢ト相心得得毎年納入

一、公用又ハ本村役場ニ於テ必要アルトキ又ハ公害ヲ生シ  
其他料金不納等不都合ノ所爲アリト認めルトキ何時ニツ  
モ使用ヲ差止メ原形ニ復セタムルコトアルヘシ

一、前項ノ場合ニ於テ願人ニ如何ナル損失アルモ本村役場ハ  
之ヲ賠償ノ責ヲ負ハス又其地ニ現存スル願人ノ物件撤去  
及復舊工事等ハ願人ノ費用ヲ以テ常役場ヨリ指定シタル  
期限内ニ之ヲ執行セシムヘシ若シ其期間内ニ之ヲ爲サザ  
ルトキハ常役場ニ於テ之ヲ執行シ其費用ハ願人ヨリ徴收ス

一、期限満了又ハ自己ノ都合ニヨリ使用ヲ止メタル場合ニ於  
テモ前項ヲ適用ス

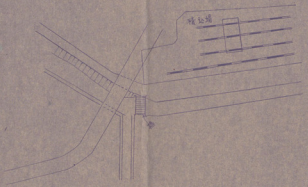


# 文田礦 エンドレス線棧橋設計圖

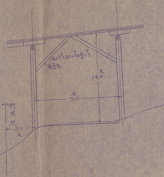
控

設計部 1937年 9月 20日  
 川島 橋 長  
 田

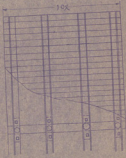
取除架設別起平面圖  
 橋火取合一



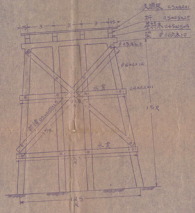
基礎断面  
 橋火取合一



スタブ 橋火取合一



桁架断面取付圖



桁架断面取付圖	
A	200 100 100
B	200 100 100
合計	1000
寸法、角	
1	20 200 100
2	20 200 100
合計	1000



訂置格及法要使用書

位價

高野郡鶴岡町大字大坪

字地目	使用目的	使用面積	使用料金	使用期間	摘要	職人
大坪 町道路	遷移 移築架設	〇四坪	一年料金	自昭和十八年三月 至昭和廿一年三月		共同石炭株式會社 代表者 明石友助
法	敷	100入				

右之通り道路及法敷上那使用機機架設什屋間御許可相成候然ル上ハ御規則ハ取テ遵守可仕ハ勿論料金ハ毎年御宗筋通り貸納可致候若シ公共用又ハ官廳ニ於テ御必要ノ節又ハ不都合ノ處爲有ト御認定相成タル時ハ御命令ニ從ヒ何時ニテモ取盡可仕候俟其ノ際ハ御照會通り原形ニ復ス可候候テ別紙圖相添此取置願也

昭和十八年二月九日

高野郡高野郡大坪町大字大坪

共同石炭株式會社日吉領事務所

所長 明石友助

助



鶴岡町々長

野見山 橋次郎 殿



名	却	鷺	上	喜	水	・	箭	天
種	柱	尾	折	持	貫	・	透	通
材	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉
長	一六尺	一〇	一一	〇四	一一	一一	一五	一〇
サ	五〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
本口	求九口尺	求九口	求九口	〇四	〇二	〇二	〇五	〇五
巾	六〇	六〇	六〇	〇四	〇四	〇四	〇五	〇五
員	八	二	四	八	二	二	四	二
數	八	二	四	八	二	二	四	二
位	八	四	四	八	二	二	四	〇
原	位	本	本	本	本	本	本	本
價	一七	六三	五〇	四〇	五七	八〇	二八	〇七
金	三三	九二	八〇	九	四	五	一	二
額	三六	二六	〇〇	二〇	八〇	一四	〇〇	〇四
備								
要								

材木明細書

青岡石炭株式会社日吉炭礦

材木明細書

名	受	水	ル	軌	イ	高
種	木	ト	ト	筋	ス	会
材	杉	杉	杉	杉	杉	杉
長	八尺	一五〇	一五〇	六	一	一
サ	〇〇	〇九	〇九	三	三	三
本口	一〇	三米	三米	三米	三米	三米
巾	一〇	三米	三米	三米	三米	三米
員	八	四〇	四〇	二	三〇〇	八〇
數	八	二	二	二	〇	〇
位	八	二	二	二	〇	〇
原	本	本	本	本	本	本
價	一五〇	八〇	四五	八〇	三〇	三〇
金	一一	一八	一八	四一	一〇	二
額	〇〇	〇〇	〇〇	一六	五〇	四〇
備						
要						

材木明細書

小計金

小計金





運 送 料 概 算

總 工 事 費

一金 參百七拾四圓參拾八錢也

內 部

材木費 一金 參百四拾五圓參拾六錢也

金物費 一金 七拾貳圓〇六錢也

附屬費 一金 參百五拾六圓九拾四錢也

共計石炭採掘株式會社 日吉炭礦



町名

町名 山道 抗原線  
位 置 嘉穂郡朝委町大字凌生子大坪

子名	地目	占用目的	占用面積	料金	占用期間	摘要	氏名
大坪	道路敷	建築校舎	六〇四坪	一ヶ月	昭和二十三年四月		共済石炭鑛務株式会社 日吉 藤 葉 房 所
大坪	法 敷	建築校舎	一〇〇八坪	六〇	昭和二十三年三月		共済石炭鑛務株式会社 日吉 藤 葉 房 所

右の通り占用敷し居り候處米穀稅檢査變更により本月限り占用敷止仕り候  
簡圖面相除へ封後添綴候也

昭和廿五年 五月 十二日



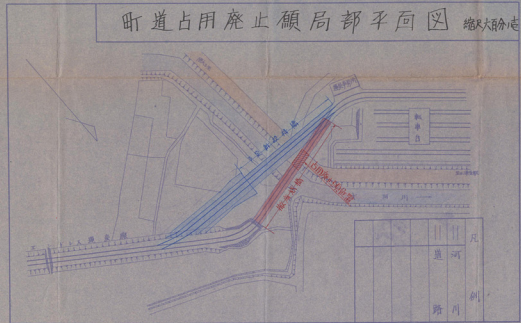
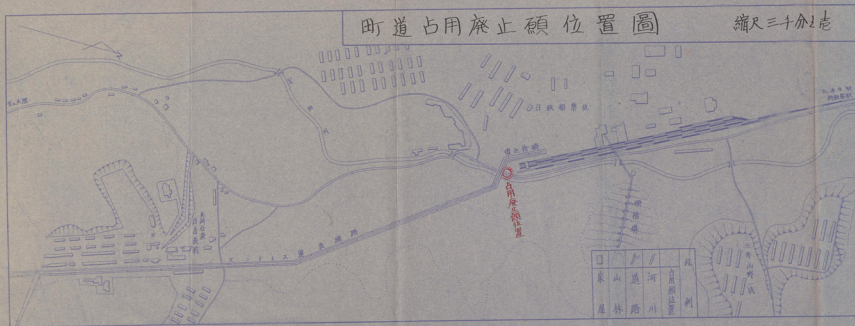
福岡縣嘉穂郡朝委町大字才田字大へラ二六乙番地

共済石炭鑛務株式会社日吉藤葉房

代表者 宇 佐 見 敬

朝委町長 西 田 祥 藏 殿



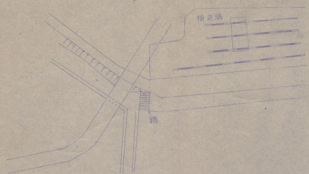


町林道 山道 ( ) 抗原線  
 嘉穗郡箱築町字添生字大坪  
 町道占用廢止願添附圖

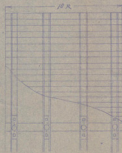
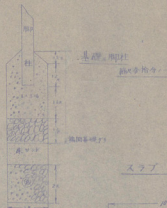
設計 蘇嘉穗郡箱築町才田  
 共同設計 錦華建築會社  
 日吉鏡堂所

橋脚基礎断面図

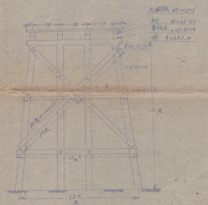
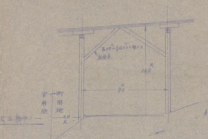
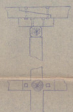
図面番号 一



品名	大	小	計
基礎	1.00	1.00	2.00
A	0.50	0.50	1.00
B	0.50	0.50	1.00
合計	2.50	2.50	5.00
基礎	1.00	1.00	2.00
C	0.50	0.50	1.00
D	0.50	0.50	1.00
合計	2.50	2.50	5.00



新橋本橋脚断面図



才田坑エンドレス線橋設計圖

町道路法敷占用願

位 置 高橋郡福島町大字才田字向トビ

知日	使用目的	費用面額	使用料金	使用期間	願 人
町道 法敷	橋梁敷設	〇九二 坪	単価一ヶ年知金	自昭和廿二年二月一日 至昭和廿七年一月卅日	共同石炭鉱業株式会社 代表人 吉野 豊一 代理 人 見 野 一

右の通り使用敷し度いので御許可下さい。御許可の上は御費用は堅く遵守致すことは勿論料金は毎年度指示の通り前納致し一切の義務を履行し貴町には御迷惑はおかけ致しません、若し公事用又は町に御必要の順原は不都合上の処置有りと決定致されました時は御命令に従い何時でも御返還致します。尚其際には貴町の御指示に従い原形に復します  
依て別紙関係図面を相添御願ひ申上げます。

昭和三十三年二月一日

高橋郡福島町大字才田二二六番地

共同石炭鉱業株式会社 代表人 吉野 豊一

代理 人 見 野 一



福島町

町長 西田 祥 敏



町道跡法敷占用願

位 置 高橋郡藤原町大字才田字向トビ

期日	使用目的	使用面積	使用料金	使用期間	願 人
町道 法敷	新築要致	〇大坪 二	単価ニテ料金	昭和廿二年二月一日 至昭和廿七年二月廿一日	高橋郡藤原町 高橋代 理人 吉 佐 見 一 郎

右の通り使用敷し度いで御許可下さい。御許可の上は御集金は堅く遵守致すことは勿論料金は毎年新指示の通り前納致し一切の義務を履行し貴町には御迷惑は申かけ致しません、若し公事用又は町に御必要の形取は不都合上の処置有りと決定になりました時は御命令に従い例時でも御返致致します。尚其餘は貴町の御指示に従い願形に従います依て別紙御集金額を相御願ひ申上ります。

昭和三十三年二月一日

高橋郡藤原町大字才田二二六番

共同石塚製糖株式会社 日吉製糖所

高橋代理人 平 佐見 一



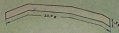
藤原町  
町長 西 田 洋 敏 郎



断面图 1:100



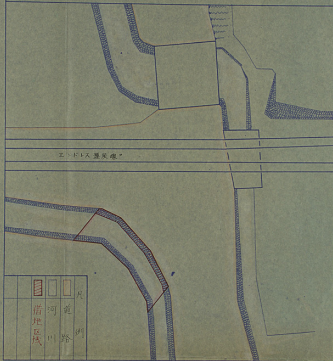
求积图 1:100



$$2.2 \times 1.2 = 2.64$$

$$2.64 \times 1.2 = 3.168$$

町道法敷占用願局部平面図 縮尺1:100





町道 占用 版 止 版

町道

山道

抗原線

位 敷

葛飾郡船業町大字湊生字大坪

字 名	地 目	占 用 目 的	占 用 敷 坪	料 金 一ツ銀	取 單 一ツ銀	占 用 期 間	備 考	氏 名
大坪 益地敷	益地敷	新築校舎	三〇四坪	六〇	六〇	昭和廿三年四月		共同石炭船業株式會社
大坪 法 敷	法 敷	新築校舎	一〇〇八坪	六〇	六〇	昭和廿三年三月		共同石炭船業株式會社

右の通り占用敷し居り候所架設校機變更により本月限り占用版止仕り候  
同圖面相添へ其取單相候也

昭和廿五年 月 日

葛飾郡葛飾船業町大字才田字大へラ三三六ノ一番地

共同石炭船業株式會社日吉船業所

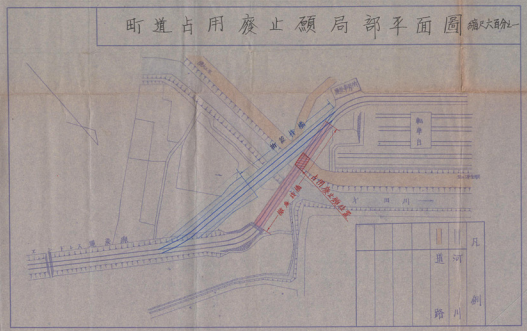
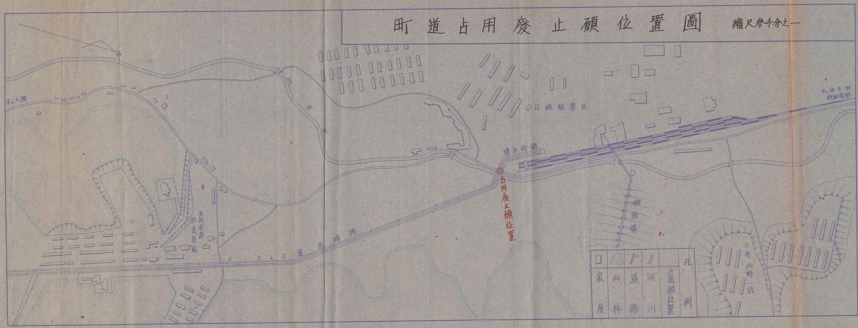
代 表 者 字 佐 原 敷 一

船業町会 西 田 村 殿 啟



企 図





町林道 山道 抗京線

嘉穗郡稲葉町大字添生字大坪

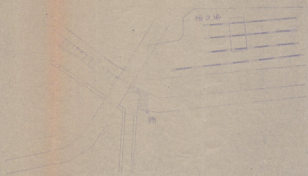
町道占用廢止願 添附圖

田代嘉穗郡稲葉町才田  
共同石炭  
鎮業株會社  
日吉鑛業所

# 木田坑エンドレス線棧橋設計圖

木田坑エンドレス線橋設計圖

第一頁

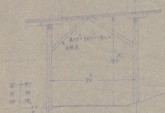


基礎断面

基礎断面

橋脚断面

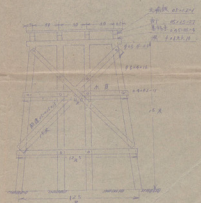
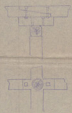
スラブ 橋脚断面



新、木田坑エンドレス線橋設計圖



各箇材料の寸法	
単位：cm	
△	1000 100 100
□	1000 100 100
○	1000 100 100
◇	1000 100 100
▽	1000 100 100
◇	1000 100 100
合計	1000



町有地占用願

嘉穂郡稲葉町大字平字五反田一五番地

坪	地目	占月日節	占用料額	町費	一年	占用期間	氏名
五反田	山林	礦業用地	一町三坪一	單價料金	五ヶ年間	宇佐	見敷一

前記の通りに占用致したので御許可下さる様御願ひ致します。

然る上は御規則は堅く遵守することは勿論料金は毎年前納致し若し公費用又は官庁に於て必要の費又は不都合の行為ありと御認定の際は、御命令に従ひ何時にても返還致します。

右御許可下さる様御願ひに及びます。

昭和二十九年 六月二二日

願人住所 嘉穂郡稲葉町大字才田二六番地

共同石炭採集株式会社日吉鉱業所

取締役所長 宇佐 見敷 一

稲葉町長

西田 祥盛 殿



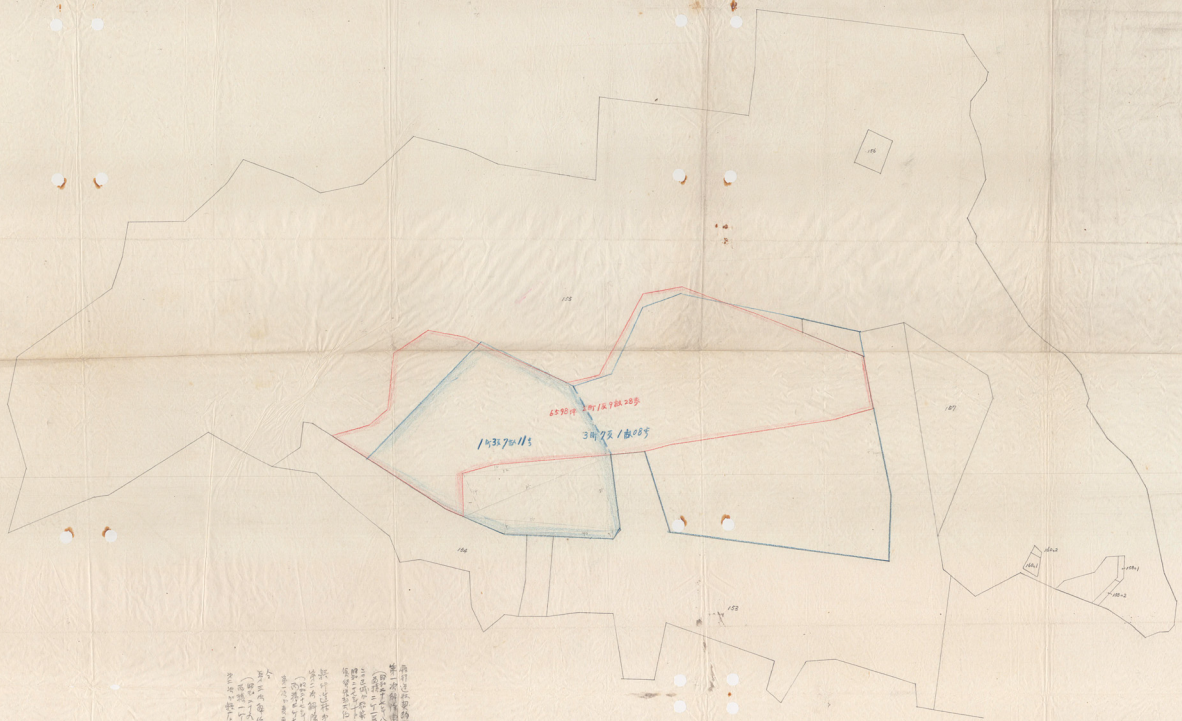
嘉穂郡箱築町字平字五反田一五五番地  
借用關係圖 縮尺二百分之一



借用關係圖  
 (借用關係圖)  
 (借用關係圖)  
 (借用關係圖)



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100



Handwritten notes in the bottom left corner, including a list of numbers and some illegible text.

Handwritten numbers and text at the bottom center, including '106', '107', '108', '109', '110', '111', '112', '113', '114', '115', '116', '117', '118', '119', '120', '121', '122', '123', '124', '125', '126', '127', '128', '129', '130', '131', '132', '133', '134', '135', '136', '137', '138', '139', '140', '141', '142', '143', '144', '145', '146', '147', '148', '149', '150', '151', '152', '153', '154', '155', '156', '157', '158', '159', '160', '161', '162', '163', '164', '165', '166', '167', '168', '169', '170', '171', '172', '173', '174', '175', '176', '177', '178', '179', '180', '181', '182', '183', '184', '185', '186', '187', '188', '189', '190', '191', '192', '193', '194', '195', '196', '197', '198', '199', '200'.

土地賃貸借契約解約願

「土地」の表紙

高槻郡藤原町大字平字五反田一五五番地

山林 合積面積 一六町二反一畝六步

右町有地の一部(二町二反九畝二八步)を昭和二十七年十月十日付にて土地賃貸借契約書に  
り、御町と締結して居りましたが、当方の借地の目的は隣地の一五二番地、一五四番地の両  
池が被害により一部修理を要するので借用地の土砂を填立に使用したのであります。

然し該地は御町と福岡県との間に地上権を設定兼存森林地契約が締結されておりますので、兼行  
森林契約一部解除申請を為し許可がなければ工事に着手出来ざる状態にて、御町と土地賃貸借  
契約の儘にて今日に及んでゐる次第です。

故に申請に關しては、県庁宛右一五二番地の一部兼行森林解除申請書を、昭和二十七年八月二  
十三日第一次提出(この分が御町との契約区域にて、面積二町一反九畝二八步)したるも変更  
になり、昭和二十七年十二月二十六日第二次提出(兼面積三町七反一畝八步)を為したるも  
之も果より修正命令を受け、昭和二十九年一月第三次提出(兼面積一町三反七畝一歩)申  
請中にして先九に許可ならざる状況であります。

右の事情にて頭書の区域と差異を生じたので、御町と昭和二十七年十月十日付にて締結し

たる土地賃貸借契約を昭和二十八年十二月三十一日付にて解約して載き、改めて別紙の通り町  
有地占用願(第三次県庁への申請区域)を提出致しますので、御許可下さる様御願ひ申上す

昭和二十九年 六月 二十一日

高槻郡藤原町大字才田二二六番地

共同石炭研製株式会社吉松寮所

願人代表者 取締役所長 宇佐見 敏 一

藤原町長


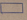

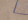

西田 祥 盛 殿



嘉穂郡箱築町李平 字五反田一五五番地  
借用關係圖 縮尺二百分一



凡例

	實領地(即實領地)
	白地(即未開墾地)
	實領地(即實領地)
	實領地(即實領地)
	實領地(即實領地)

實領地(即實領地)  
實領地(即實領地)  
實領地(即實領地)  
實領地(即實領地)  
實領地(即實領地)





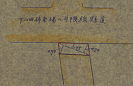
平面图 1:1200



总平面图 1:200

面积计算

$1.7 \times 0.7 = 1.19$   
 $2.4 \times 0.7 = 1.68$   
 $1.7 \times 0.7 = 1.19$   
 $1.7 \times 0.7 = 1.19$   
 $1.7 \times 0.7 = 1.19$   
 共 6.44

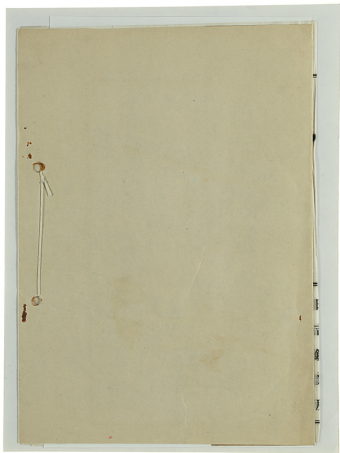


大隈町友全光機

鐵業代理人

宇佐見教一





					要 續
					16 日
					17 日
					18 日
					19 日
					20 日
					21 日
					22 日
					23 日
					24 日
					25 日
					26 日
					27 日
					28 日
					29 日
					30 日
					31 日
					款 方
					金 厚
					金 貨
					科 險 債
					金 價 內
					凡
					名



					要 領
					16 日
					17 日
					18 日
					19 日
					20 日
					21 日
					22 日
					23 日
					24 日
					25 日
					26 日
					27 日
					28 日
					29 日
					30 日
					31 日
					款 方
					金 單
					金 貨
					料 險 保
					金 課 内
					此
					名



町有堤防使用願

一、才田川川筋 嘉穂郡稻葉町大字藤生字大坪地内

字名 地目	使用目的	堤防坪数	料金額 一年料金	占用期間	出願人氏名
大坪堤防	灌溉用水	〇七間		前許可の日より 五ヶ年	共同石炭礦業株式会社 日吉 礦業所

前記の通り使用致し度いと思ひますから御許可下さい

然る上は堤規則は堅く遵守致すべくは勿論料金は毎年前納致し  
 若し公共用又は不都合の虞ありと御認定に相成りました時は御命  
 令に従ひ何時にても返還致します尚其の節は御指障通り風形に復し  
 ます 依つて照面相談へ御願ひ致します

昭和二十六年二月十一日

嘉穂郡嘉穂郡稲葉町大字才田字大へラ三三六之番地

共同石炭礦業株式会社日吉礦業所

代表者

平佐良 殿



稻葉町長  
西田 祥 啓 成

河水使用願書附圖表

一 取水位置段に水路は別紙附圖に示す  
二 給水管渠段横断面は別紙設計圖の通り  
三 給水設備説明

給水洗浄用補給水貯水槽容量 一、一、二立方米

給水ポンプ一分間給水能力 一、五立方米

給水ポンプ馬力概 三〇馬力

四 一日の給水量概算

三 給水量

五 一日の給水量 概

二、三四立方米

六 以上段には井田段に其の他の標識物を設けざるに付き支障を  
し 別下段については別紙添付契約書の通りをれば支障なし

寫

契約の概要

高麗郡西條町大字藤原内浦係者代表野原山益次郎外給名を甲とし（以下單に甲と稱す）共同石炭礦業株式會社日吉礦坑所を乙とし（以下單に乙と稱す）甲乙兩者の間において乙の礦業用水として才田川の水を有用する件に關し左記條項を契約し甲乙兩者各一規定を所擇して後日の證とする。

記

- 一 甲は乙が二堰内にて設置する抽水ポンプ施設を利用し礦業用水として才田川より取水する事を承諾する
- 二 乙は甲に對し礦業用水として才田川より取水する期間毎年一ヶ年につき金貳千圓電通を其の年の末日に交付する事。

但昭和二十五年度分より實施する。

又將來界場丹根渡瀨の初り向乙が堰等を設置して丹波國信濃川用水の不足又は礦業用水により被害を蒙れた等は其の被害に對しては乙に於いて補償する事。

以上

昭和二十五年十一月一日

甲

福岡縣宮城郡杵築町大字藤生

代表者

藤生君

野見山

念太郎

野見山

七

大木

榮平

長谷川

榮作

高木

龜太郎

田坂

榮雄

西田

文房

野見山

榮次郎

公本

榮之

平馬

榮次郎

乙

福岡縣宮城郡杵築町大字才田

共済石炭労働者協会

日吉

源所



契約書在中



寫

暫 約 章

富嶺郡梅畑町大字藤生園内關係者代野鼠山益友團外  
シ（以下單に甲と稱す）共同石炭礦電機株式會社日吉御嶺所を乙とし  
（以下單に乙と稱す）甲乙兩者の間に於いて乙の御嶺用水としてオ  
出川の水を利用する事に對し左記事項を契約し甲乙兩者各一清苑を  
所定して後日の物とする。

第 一 章

一 甲は乙が二家園内に設置する揚水ポンプ施設を管理し御嶺用水と  
してオ出川より取水する事を承諾する。

二 乙は甲に對し御嶺用水としてオ出川より取水する別項毎年一ヶ年  
に於て全合式千圓後進を其の末日に支拂ひする事。

但し前記二十圓千圓分より寛ゆる。

三 將來御嶺井邊遺留の神の御乙が部費を減額して井邊御嶺用水の  
不足又は御嶺用水に比より部費を減した事は其の合意に對して  
は乙に於いて適宜する事。



昭和二十五年十一月一日

甲 福岡縣嘉穂郡箱築町人多志生

代表者 岡原春

野見山益次郎  
野見山孫七  
大不松平  
長谷川傳作  
高木龜下  
田坂惣輔  
西日文男  
西田繁松  
野見山清輔



松本 作之  
手島 繁次郎

乙 福岡縣嘉穂郡箱築町人多志生  
其首長 藤原 繁次郎  
日吉 藤原 所





第二回

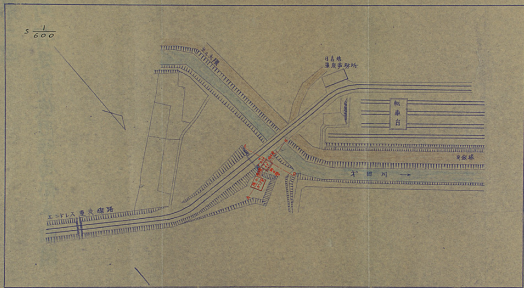
町有堤防使用願位置圖



S 1: 3000



第二圖  
町有堤防使用顛局部平面圖

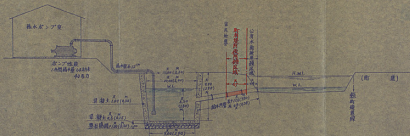


第三回

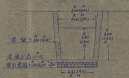
町有堤防使用願に伴う管理設構造圖

鑛業用水貯水槽及圓管埋設設計圖

A-B 断面圖 2/100



C-D 断面圖 2/100



貯水槽容量計算

$$\frac{3.42 \times 2.16 \times 1.8}{4} = 3.2$$



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭鑛  
業株式會社

日吉鑛業所

電話 稻築四〇番  
限一

